

ごあいさつ



幸手市議会 議長
青木 章

市民の皆様におかれましては、希望に満ちた新春を健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

市議会は、子育て支援や高齢者福祉、環境保全、そして防災・減災の取り組みをはじめ、諸政策を一層強化し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指してあります。市民の皆様と行政、そして市議会が一体となつてこそ地域は発展し、住みよい街は実現できます。改めて、市議会活動への皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今後も、私たち議員一同、市民の皆さまの信頼に応えるべく、透明性の高い議論と責任ある決断を重ねてまいります。新しい年が、皆様にとって健康と幸せに満ちた一年となりますよう心から祈念いたします。新年のあいさつといたします。



幸手市長
木村 純夫

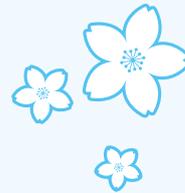
市民の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。また、日頃より市政運営に、格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年は、市制施行四十周年という記念すべき節目を迎えます。市の魅力を再認識し、皆様に愛される「幸手市」を目指し、各種記念事業を実施し、皆様と一緒に祝いをしてまいります。

また、市の十年後、二十年後を見据え、「住んでよかった」と思っていただけのような、地域の活性化や子育て支援、安心安全なまちづくりなどの様々な施策を全力で推進してまいります。

結びに、皆様にとって、充実した一年となりますようご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

今年も
よろしくお願
いいたします



議長

青木 章

副議長

四本 奈緒美

議員（議席順）

高野 優一
小泉 圭司
宮澤 大地
芦葉 弘志
坂本 達夫
小林 英雄
枝久保 喜八郎
木村 治夫
松田 雅代
小河原 浩和
本沼 諤子
藤沼 泰二
大平 泰二



(議案第98号)

令和7年度幸手市一般会計補正予算

可決

- ① 令和7年人事院勧告に基づき行われる給与改定に対応するため必要な予算
- ② 令和7年度国の経済対策に基づく、物価高対応子育て応援手当の支給に係る事業費
- ③ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、物価高騰の影響を受ける事業者等への支援に係る事業費
 - 1 令和7年人事院勧告に基づく給与 88,000千円
 - 2 物価高対応子育て応援手当支給事業 126,152千円
 - (1)概要 物価高の影響を特に強く受けている子育て世帯を支援するため、令和7年9月30日時点で児童手当の対象となっている子ども、または令和8年3月31日までに出生した子どもの保護者等に対し、物価高対応子育て応援手当として、子ども一人当たり2万円を支給します。
 - (2)事業費 物価高対応子育て応援手当費 20,000円×対象者6,000人
 - 3 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業 36,213千円
 - (1)福祉、医療機関等支援事業 15,169千円
 - (2)農業者支援事業 21,044千円

12月定例議会

12月定例議会は11月28日から12月17日までの20日間で開催

- 市長提出議案27件中27件が可決となりました
- (専決第10号)控訴の提起について(議案37号)…………… 否決
- 市役所本庁舎を早急に使用禁止とすることを求める決議案…………… 否決
- 木村純夫市長に対する問責決議案…………… 可決

令和7年12月定例会
本会議議案質疑及び
討論

(議案第37号)
専決処分の承認を求
めることについて

否決

継続審査になっていた議案

原告(被控訴人)が、令和2年度分の時間外勤務手当に未払いがあることを理由にその支払いを求め、本市を被告(控訴人)としてさいたま地方裁判所に訴えを提起した。

さいたま地方裁判所から言い渡された判決に、不服があるため控訴を専決処分にておこなったことの承認は全会一致にて否決となった。

反対討論

小泉 圭司

市は控訴期限まで約2週間あつたにもかかわらず、臨時議会の招集や議会への正式な情報提供を行わず、執行部内部の判断のみで専決処分により控訴を行いました。

また、総務常任委員会で市長は、否決時に控訴を取り下げる可能性を示しましたが、既に控訴手続や公金支出が進んでおり、説明と対応に不整合がありました。

さらに、市の控訴理由は、労働時間の認定に関する判例と整合せず、控訴判断の根拠として妥当ではないと考え、本議案に反対します。

反対討論

松田 雅代

私は、市が主張する「給与条例主義、すなわち、条例に規定

されない理由による給与支払い
は可能か」との問題提起は正当
であり、高裁の判断を仰ぐ控訴
は一定の意義ありとの考えか
ら、控訴の提起には賛成の立場
です。しかし、先決処分行為に
ついては、議会に諮るべきだつ
たとの執行部の事後自省もあ
り、今更ながら適切ではなかつ
たと判断せざるを得ません。裁
判事案については早急な再発防
止の取り組みを、また、先決処
分は取り扱いのあり方見直しを
改めて要望し、本案は総合的に
鑑み不承認といたします。

反対討論

本田 諤子

この議案は新聞記事になった
時から、私は状況判断をし、市
長へ臨時議会の開催を要望致し
ましたが、専決処分となつてし
まいました。議会に対しては事
後報告のようなもので、議会軽
視とは思えませんでした。
また、委員会審議では、沢山
の質問があり、議会で決めたこ
とに従う方向性も見えてきたの
に継続審査となり、6月、9月、
12月議会となりました。
すべてにおいて、幸手市申し
て幸手市議会の検証が必要と申
し添え、反対討論と致します。

**(議案第72号)
損害賠償の額の
決定について**

可 決

現在、控訴中の未払時間外勤
務手当等請求控訴事件の相手方
に対し、未払時間外勤務手当の
支払完了日は、令和7年10月14
日。支払内容は、支払完了日ま
での民法所定の年3%の割合に
よる遅延損害金の支払いが可決
した。未払時間外勤務手当11
万6929円に対する遅延損
害金(15万8193円)を一
括して支払う。

**(議案第74号)
幸手市特定乳児等
通園支援事業の運
営に関する基準を
定める条例**

可 決

新たな子育て支援策として
「こども誰でも通園制度」の準
備が進められ、幸手市では第一
保育所を拠点に、令和8年度か
ら0〜3歳未満の未就園児が月
10時間まで利用できる仕組みが
導入される。

**(議案第81号)
工事請負契約の
変更について**

可 決

東中学校校体育館の大規模改修
工事については、電気資材の入
荷遅れによる工期延長に加え、
老朽化に伴うサッシ補修や床下
基礎の追加施工、木部塗装、屋
根・外装補修など、安全性確保
のための追加工事が必要とな
り、工事費が増額された。

**(議案第92〜93号)
幸手市議会の議員の
報酬及び費用弁償等
・幸手市長等の給与等
に関する条例の一部
を改正する条例**

可 決

令和7年人事院勧告に基づき
給与改定。
期末手当支給割合(年間)
・幸手市議会 4:60 ↓ 4:65
・幸手市長等 4:60 ↓ 4:65

**(議案第94号)
幸手市職員の給与に
関する条例の一部を
改正する条例**

可 決

職員人件費の改定
給料表の改定 改定率3・34%
期末手当 2・50 ↓ 2・525
勤勉手当 2・10 ↓ 2・125

**(議案第97号)
裁判上の和解につ
いて**

可 決

質疑
今回の責任は市長にあるとの
答弁だが、市民の税金を使い上
告したことについて、市民への
謝罪等のコメントはあるか。

答 弁

市民への謝罪の方法、内容等
を含めて、本件について、出来
るだけタイムリーに内部で整理
していきたいと思えます。

質 疑

労働基準法に違反することな
く時間外勤務手当を支給するこ

と、イコール時間外勤務命令簿という考え方は、通用しないのではないかと。

答 弁

時間外勤務を請求しなかった職員は、速やかに退庁するように促してゆく管理を進める。また、タイムカード等、これから電子的退勤管理を予定しております。

質 疑

裁判で今まで弁護士に払った費用、これから払う予定の費用は。

答 弁

一審、二審とも66万円ずつです。ただ、控訴審は、手付金として、33万円支払済です。今後残りの33万円を支払い、一審、二審合せて132万円です。

質 疑

司法に委ねる判断を下すまでの内部議論、出来る話合い、和解で事を収める努力は。

答 弁

今回いきなり訴訟の形で、代理人との対話でした。今後職員

と執行部との在り方、また市民と行政の在り方、信用していただけの行政になり、対話の中でしっかり解決する市役所を目指します。

質 疑

人事評価という観点で、先入観が万が一あったとすれば、それは裁判に持ち込んではいけない感情ではないのでは。

答 弁

人事管理において、部課長会議等で、情報・意見交換をしながら信頼関係を構築し、さまざまなことがあっても相談出来る体制を諮ってゆく。

質 疑

控訴審したことによって総額432万円では。

答 弁

2回分の弁護士費用全部入れて261万円です。控訴しなかった場合は、弁護士費用含めて300万円となります。

賛成討論

本田 諤子

議案第97号「裁判上の和解について」に賛成の立場で討論い

たします。この議案につきましても、控訴以前から認めないという姿勢を貫いてまいりました。が、今回、和解の運びとなり、やむを得ないという判断から賛成といたします。

(決議案3号)
大きな地震から市民の命、職員の命を守るため、耐震上問題のある市役所本庁舎を早急に変更を求め、早急に対応を要望し決議案とする。
決 否

市役所本庁舎は耐震性が不足し、倒壊の可能性が高いと診断されている。

令和7年9月7日に防災訓練が行われ、地震による危険を再認識した。

市民と職員の命を守るため、早急に本庁舎の使用禁止を求め

反対討論

松田 雅代

市庁舎など行政財産の管理権は地方自治法により市長、執行部にあると定められています。議会には直接的な使用命権はなく、決議結果の遂行に責任は持てません。提出者の思いと現

状への危惧は共有しますが、議会として決議する内容ではないと判断します。

しかしながら、市長には本庁舎の耐震性の脆弱さを鑑み、最高位の対応により、庁舎建設計画の遅延がないよう、また、日々の本庁舎の適切な使用・維持管理の徹底を改めて要望し決議案への反対討論といたします。

賛成討論

小泉 圭司

市役所本庁舎は、耐震基準を満たしていないことが検査で明らかになっています。市民や職員が日々利用する行政の中核で、この状態を放置することは命を危険にさらします。市長も「命を守ることは最優先」と答弁しており、その基準に照らせば、耐震性に問題のある庁舎を使い続けるべきではありません。大地震はいつ起きてもおかしくなく、事前の判断が命を守ります。建て替えまでの期間も含め、早急に使用を禁止し、安全な代替施設へ移行すべきと考え、本決議案に賛成します。

反対討論

高野 優一

令和6年12月に策定された「幸手市庁舎整備基本構想」は、